

一般財団法人青森県バスケットボール協会

激励費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森県を代表してバスケットボール競技の全国大会等に出場するチームに対して激励費を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(激励費の内訳)

第2条 この規程により支給する激励費の内訳は次の通りとする。

- (1) 【強化奨励金】
- (2) 【国スポ激励費】 ※2023年まで「国体激励費」

【強化奨励金】

(強化奨励金支給対象)

第3条 強化奨励金の支給対象は、青森県予選もしくは、青森県バスケットボール協会の推薦を経て、日本バスケットボール協会が主催する東日本大会・全国大会に出場するチームとする。

(強化奨励金支給額)

第4条 第3条に定めるチームへの支給は次のとおりとする。

- (1) 1チーム10万円を支給する。
- (2) 東日本大会を勝ち上がり全国大会に出場、もしくは、1次ラウンドを勝ち上がり次のラウンドに出場した場合、1大会、1ラウンドごとに10万円を支給する。
- (3) 日本バスケットボール協会が強化奨励金を支給する場合は、上記金額との差額を支給する。
- (4) 青森県開催の場合は半額の支給とする。

(強化奨励金対象大会)

第5条 強化奨励金支給の対象とする大会は公益財団法人日本バスケットボール協会主催の大会とする。具体的な大会については年度ごとに競技部から提示・周知する。

【国スポ激励費】

(国スポ激励費支給対象)

第6条 国スポ激励費の支給対象は、国民スポーツ大会(本大会)へ出場するチームとする。

(国スポ激励費支給額)

第7条 全種別合計上限を40万円とし、国民スポーツ大会(本大会)へ出場するチーム数によって、金額を分配することができる。分配の金額は常務会で協議の上、決定する。

【共通】

(申請・報告)

第8条 激励費の対象となるチームは、対象大会出場決定後から大会開催前に申請書(様式①)の提出により申請を行う。

2 申請の際には、大会参加申込書など大会への出場が明確に分かるもの(コピー可)を添付すること。

3 大会後は実績報告書(様式②)を提出すること。

(支給の取り消し・返還)

第9条 激励費(「強化奨励金」「国スポ激励費」)の支給対象となったチームが次のいずれかに該当した場合は支給の全部又は一部を取り消し、当該激励費の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 対象となる大会が中止され出場できなくなった場合。

(2) 対象となる大会への出場を中止した場合。

(3) 大会規定に抵触した場合。

(4) チーム内でアンチドーピング等に抵触があった場合。

第10条 前条の返還額等については本協会基本規程第14条に則り、常務会の審議によって決定する。

(改廃)

第11条 この規程の改定または廃止は理事会の決議を経て行い、評議員会に報告されるものとする。

附則 本規程は、令和4年12月8日より施行する。

【参考】

<2021 年度 「強化奨励金」 対象大会>

- ・天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会<1次 R~FR> (男女)
- ・日本スポーツマスターズ 2021 バスケットボール競技 (男女)
- ・日本社会人女子バスケットボールフレンドリーシップ 40 (女子)
- ・日本社会人女子バスケットボールフレンドリーシップ 50 (男女)
- ・日本社会人女子バスケットボールフレンドリーシップ 60 (男女)
- ・全日本社会人 0-40 バスケットボール選手権大会 (男女)
- ・全日本社会人 0-50 バスケットボール選手権大会 (男女)
- ・全日本大学バスケットボール選手権大会(インカレ) (男女)
- ・全国高等専門学校体育大会 バスケットボール競技<東北予選あり> (男女)
- ・全国高等学校総合体育大会 バスケットボール競技大会(インターハイ) (男女)
- ・全国中学校体育大会 全国中学校バスケットボール大会 (男女)
- ・ウインターカップ全国高等学校バスケットボール選手権大会 (男女)
- ・ジュニアウインターカップ全国 U15 バスケットボール選手権大会 (男女)
- ・社会人バスケットボール地域リーグチャンピオンシップ (男女)
- ・全日本社会人バスケットボール選手権大会 (男女)
- ・全国ミニバスケットボール大会 (男女)
- ・3×3 日本選手権大会<東日本・全国> (男女)
- ・3×3 U18 日本選手権大会<東日本・全国> (男女)